特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	障がい児通所給付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
米沢市は障がい児通所給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
米沢市長

公表日
令和6年9月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい児通所給付に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づく、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する各種事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、次の事務で利用する。 （1）障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請に関する事務 （2）肢体不自由児通所医療費の支給申請に関する事務 （3）障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請に関する事務 （4）障害福祉サービスの提供に関する事務 （5）高額障害児通所給付費の支給申請に関する事務
③システムの名称	（1）障がい者福祉システム （2）団体内統合利用番号連携サーバ （3）中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
障がい児通所給付情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） ・第9条第1項 ・別表9の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、80、144、155の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14、15、16の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992－8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所　総務部総務課　行政担当 電話番号0238－22－5111

８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992－8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所　健康福祉部社会福祉課　障がい者支援室 電話番号0238－22－5111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅰ．５．②所属長の役職名	社会福祉課長　　佐藤　徹	社会福祉課長	事後	
令和1年6月24日	Ⅳリスク対策		様式変更による記載	事後	
令和3年12月24日	I．４②法令上の根拠	（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号	（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号	事後	
令和6年9月20日	Ⅰ．３　法令上の根拠	（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の8の項 （2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第8条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） ・第9条第1項 ・別表9の項	事後	
令和6年9月20日	I．４②法令上の根拠	（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 （情報提供の根拠） 別表第二の8、11、16、56の2、108、116の項 （情報照会の根拠） 別表第二の10、11、12の項 （2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第7条、第10条、第12条、第30条、第52条の2、第55条、第59条の2 （情報照会の根拠） 第9条、第10条、第10条の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表11、15、20、80、144、155 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表14、15、16	事後	
令和6年9月20日	Ⅱ．１　いつ時点の計算か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月20日	Ⅱ．２　いつ時点の計算か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	